

# 義務教育の 構造改革

中央教育審議会答申の概要

昨年11月の政府・与党合意に基づき審議を進めてきた中央教育審議会は、このほど、「新しい時代の義務教育を創造する」(答申)をまとめました。今後、この答申に基づき、義務教育の構造改革を進めることとなります。

## 義務教育の構造改革のポイント

- 1：義務教育の充実に国家戦略として取り組む
- 2：市区町村、学校の裁量・自由度を高める分権改革（人事や学級編制に関する権限の市区町村への移譲など）を進める
- 3：学習指導要領、教員養成、財源保障など義務教育の基盤整備と、学力調査など結果の検証は、国が責任を負う
- 4：国と地方の負担により義務教育費が保障される国庫負担制度は優れた制度であり、これを大事にし、更に地方の裁量を広げる

平成17年10月  
文部科学省

# 新しい時代の義務

## ■義務教育の目的・理念

変革の時代であり、混迷の時代であり、国際競争の時代である。

このような時代だからこそ、一人一人の国民の人格形成と国家・社会の形成者の育成を担う義務教育の役割は重い。

国は、その責務として、義務教育の根幹（①機会均等、②水準確保、③無償制）を保障し、国家・社会の存立基盤がいささかも揺らぐことのないようにしなければならない。〔答申より〕

### 日本国憲法第26条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。  
すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

## ■新しい義務教育の姿

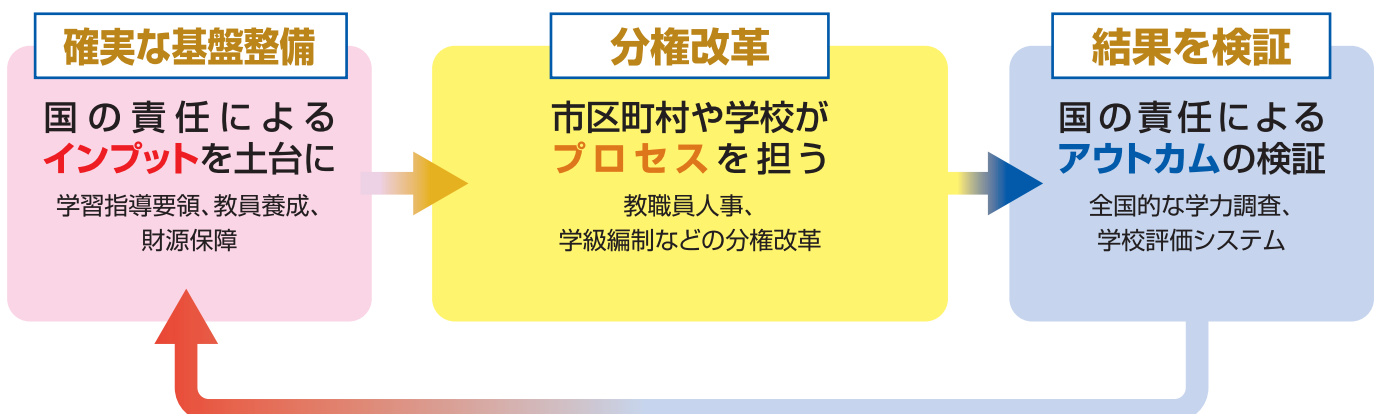
学校の教育力、すなわち「学校力」を強化し、「教師力」を強化し、それを通じて、子どもたちの「人間力」を豊かに育てることが改革の目標である。〔答申より〕

## ■義務教育の構造改革

義務教育システムについて、

- ① 目標設定とその実現のための基盤整備を国の責任で行った上で、
- ② 市区町村・学校の権限と責任を拡大する分権改革を進めるとともに、
- ③ 教育の結果の検証を国の責任で行い、

義務教育の質を保証する構造に改革すべきである。〔答申より〕



# 教育を創造する

## ■国・都道府県・市区町村の役割と協力

義務教育の中心的な担い手は学校である。

国、都道府県、市区町村の協力で、学校を支えなければならない。〔答申より〕

市区町村・学校

義務教育の実施主体として権限・責任を拡大

都道府県

都道府県内の広域調整

国

義務教育の根幹（機会均等、水準確保、無償制）の保障

## ■義務教育の基盤整備の重要性

義務教育を支える基盤整備は確固たるものでなければならない。

そのため財源措置を含め、国・都道府県・市区町村がそれぞれの役割と責任を果たすことが必要である。

教育の成否は、資質能力を備えた教職員を確実に確保できるか否かにかかっている。

〔答申より〕

## ■義務教育の費用負担の在り方

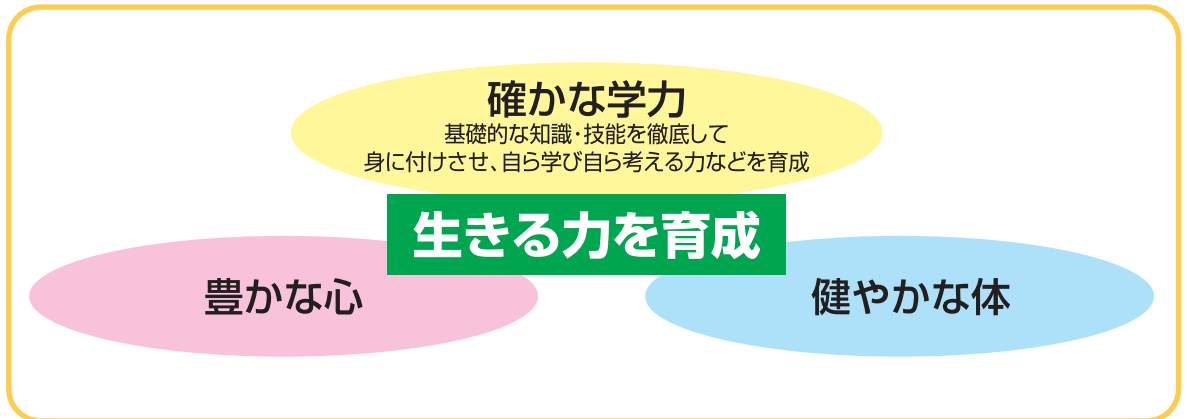
- 義務教育の構造改革を推進すると同時に、義務教育制度の根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持するためには、国と地方の負担により義務教育の教職員給与費の全額が保障されるという意味で、現行の負担率二分の一の国庫負担制度は優れた保障方法であり、今後も維持されるべきである。その上で、地方の裁量を拡大するための総額裁量制の一層の改善を求めたい。
- 教材購入費や図書購入費など教育環境整備に不可欠な経費も、その総額が確実に確保されるよう努める必要がある。
- 公立学校施設の整備についても、地方の自由度を拡大した上で国として目的を特定した財源を保障する必要がある。特に、子どもの生命の安全を守るため、耐震化は国が責任を持って推進すべきである。〔答申より〕

# 教育の目標を明確にして結果を検証し質を保証する

## 義務教育の使命の明確化及び教育内容の改善

### 【義務教育の使命の明確化】

- 「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」のバランスのとれた育成
- 義務教育の内容・水準の保障
- 学校・家庭・地域の連携と適切な役割分担



### 【教育内容の改善】※

#### ① 学習指導要領の見直し

- ・ 学ぶ意欲の向上、学習習慣の確立
- ・ 各教科の到達目標の明確化
- ・ 国語力の育成、理数教育の充実
- ・ 小学校段階における英語教育の充実
- ・ 総合的な学習の時間の重要性を踏まえた改善や支援策の充実
- ・ 学校図書館、読書活動の充実
- ・ 習熟度別指導や少人数指導などの積極的な実施
- ・ 豊かな心と健やかな体の育成
- ・ 自然体験や奉仕体験などの体験活動の推進、職業観や勤労観の育成などのキャリア教育の推進
- ・ 幼児教育と小学校教育の連携

#### ② 学習到達度・理解度の把握のための全国的な学力調査の実施

- ・ 客観的なデータに基づく指導方法の改善により、子どもたちの学習に還元
- ・ 学習意欲の向上に向けた動機付けとともに、学校間の序列化や過度の競争等につながらないよう十分に配慮

※教育内容のより具体的な検討は、中央教育審議会教育課程部会において進められています。

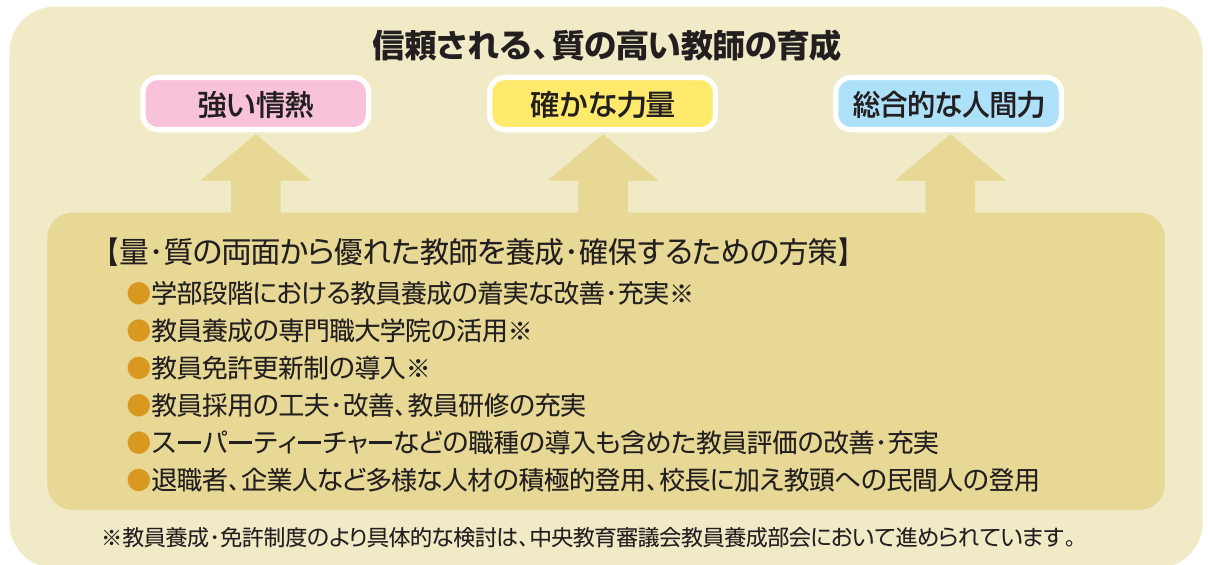
### 【義務教育に関する制度の見直し】

- 学校種間の連携・接続の改善
- 幼児教育の充実、幼稚園への就園の推進、就学前の教育・保育を一体とした総合施設
- 不登校児童生徒について、学校外の教育施設での学習を義務教育とみなす仕組みの検討
- LDやADHD等の児童生徒への支援の充実

# 教師に対する揺るぎない信頼を確立する

2

## 教師の質の向上



# 地方・学校の主体性と創意工夫で教育の質を高める

3

## 学校・教育委員会の改革

学校の  
自主性・自律性  
の確立

- 人事、予算、学級編制などの学校・校長の権限を拡大
- 学校運営を支える機能の充実のため、管理職を補佐し一定の権限をもつ主幹などの職を置くことができる仕組みを検討
- 学校教育の質を保証するため、自己評価の実施・公表を義務化、外部評価を充実、学校評価充実のための国による支援
- 保護者・地域住民の学校運営への参画と協力の推進

教育委員会  
制度の見直し

- 教育委員会がそれぞれの自治体の実情にあわせた行政が行えるよう、現在の基本的な枠組みの下で、制度（委員数、権限分担等）をできるだけ弾力化
- 首長と教育委員会の連携の強化、教育委員会の機能の強化

### 【国と地方、都道府県と市区町村の関係・役割】

- 国は、ナショナル・スタンダードを設定しそれが履行されるための諸条件を担保する観点から学校制度の基本的な枠組みの制定や教育内容に関する全国的な基準を設定。
  - 地方は、それぞれの地域の実情に応じ、主体的に教育の質を高め、ローカル・オプティマム（それぞれの地域において最適な状態）を実現する。
  - 国、都道府県、市区町村それぞれが必要な財源を措置。
  - 都道府県から市区町村へ、教育委員会から学校への分権改革を推進。
- 教職員の人事権については、市区町村に移譲する方向で見直し。当面、中核市等に移譲し、その状況を踏まえつつ、その他の市区町村への人事権移譲について検討。（都市部と離島・山間部等が協力し、広域で人材が確保されるような仕組みを導入）
- 少人数教育を一層推進するため次期定数改善計画を策定。地域や学校の実情に合わせた指導形態がとれるよう、学校と市区町村教育委員会の学級編制に係る権限と責任を拡大。

# 確固とした教育条件を整備する

**【共通理解】**

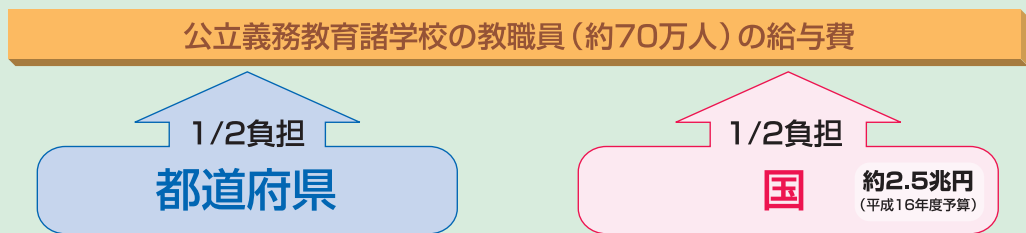
- ①義務教育は、国全体を通じての最重要事項であること
- ②義務教育に必要な財源を確実に確保する必要があること

## ▶ 1. 義務教育費国庫負担制度の概要

**【制度の基本的役割】** ⇒ 憲法の要請に基づき、義務教育の根幹（機会均等、水準確保、無償制）を国が責任をもって支える制度

**【現行制度の概要】**

- 市区町村が小中学校の設置・運営。都道府県が教職員を任命し給与を負担。
- 国は教職員給与費の1/2を負担。



## ▶ 2. 政府・与党合意で、「活かす方策を検討」することとされている「地方案」とは

- 地方6団体が平成16年8月にとりまとめた「国庫補助負担金等に関する改革案」をいいます。
- この中で、義務教育費国庫負担金については、第2期改革（平成19年度～）までに全額を廃止・税源移譲、第1期改革（～平成18年度）には中学校教職員の給与分（0.8兆円）を廃止・税源移譲するとしています。
- なお、次の点についても併せて実施・検討すべきとしています。  
「都道府県間において教育費の水準に著しい格差が生ずることのないよう法令に明記」、「小中学校の設置者である市町村の意向を十分に尊重するとともに、市町村の義務教育に関する権限と役割の拡大を推進」、「企業から寄せられる教育・文化等に係る寄付金について、非課税措置を拡大」すること。

### 公立学校施設整備費負担金・補助金の在り方

**【現行制度の概要】**

公立義務教育諸学校の施設整備については、教育の機会均等の担保と全国的な教育水準の維持向上を図る観点から、国は所要経費の一定割合の負担をしなければならず、また、必要な補助を行っています。

**地方六団体の意見**

学校施設整備は全国的経常的に行われるものであり、廃止・一般財源化すべき。耐震化が進んでいないことについては、一般財源化すれば地方自治体の判断による計画的な施設整備が進むはず。

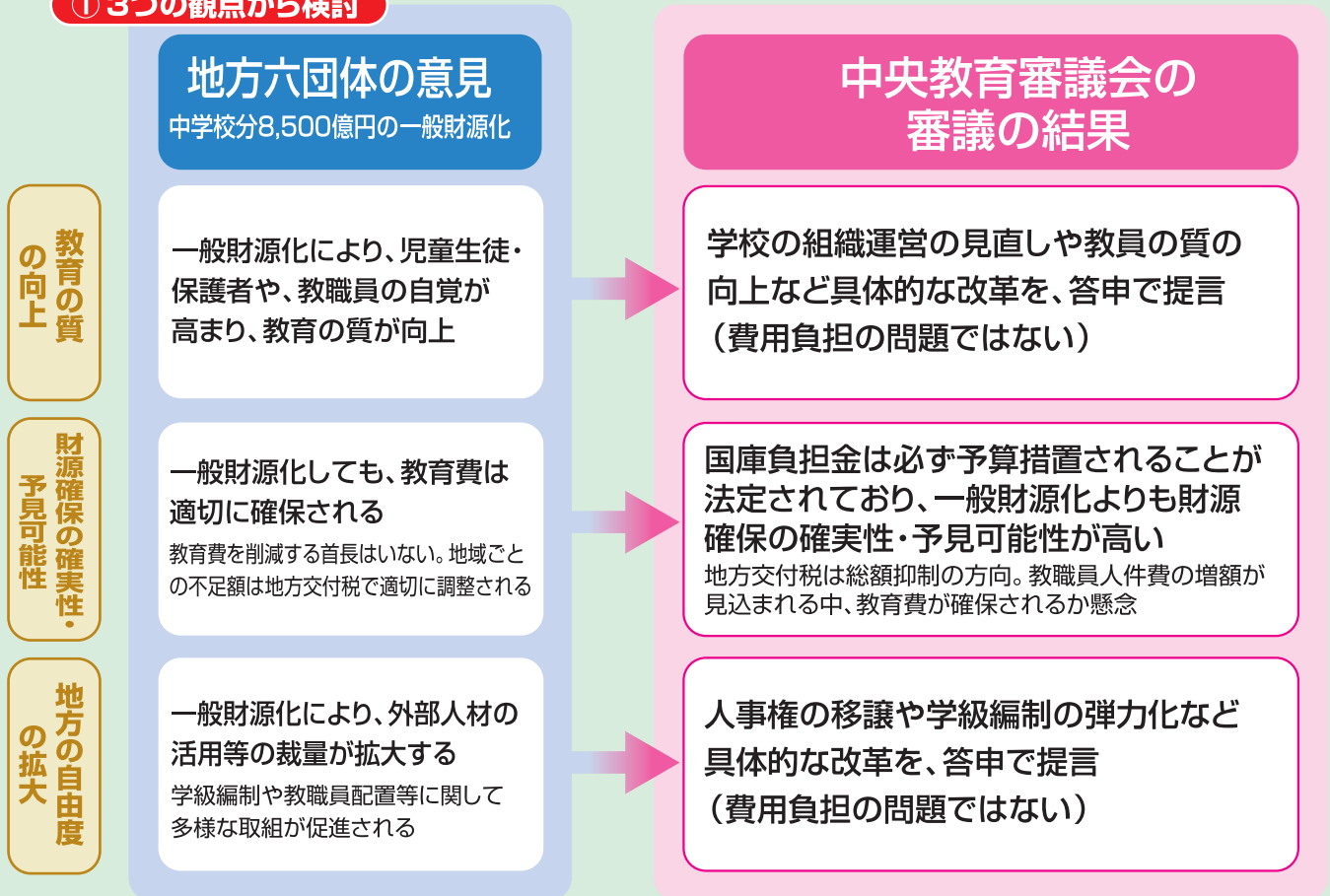
**中央教育審議会の審議の結果**

- ・地方自治体の自主財源が教育関係に回っていない実態があること
- ・地方自治体間の格差を是正する必要があること等の理由から、地方の自由度を拡大する改革を行った上で、国が公立学校施設の整備に目的を特定した財源を保障し、耐震化は国が責任を持って推進することが適当。



### ▶ 3. 地方案を活かす方策の検討結果

#### ① 3つの観点から検討



#### ② 地方・現場における多数の意見

- 全国の3分の2の市区町村議会が国庫負担制度の堅持を求める意見書を提出
- 地方六団体が真に求めているのは、国に陳情して配分を求めるような補助金の地方への移譲であり、義務的経費である義務教育費国庫負担金の一般財源化ではない

#### ③ 結 論

- 義務教育費を一般財源化をしても、地方六団体の提案する教育の自由度の拡大（「学級編制の弾力化」等）は実現しない（実現するのは、教育費を「減らす自由」だけ）
- 地方六団体の提案する教育は、学校と市区町村の自由度拡大により実現（本答申で提言）
- 中学校分の一般財源化は、小中学校の取扱いを分けることになり、合理性がなく不適當

# ともに考え、ともに支えよう義務教育

中央教育審議会は、平成16年11月の政府・与党合意に基づき、今回の答申をとりまとめました。

## 【「三位一体改革について」政府・与党合意より】

義務教育制度については、その根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持する。  
その方針の下、費用負担についての地方案を活かす方策を検討し、また教育水準の維持向上を含む義務教育の在り方について幅広く検討する。

こうした問題については、平成17年秋までに中央教育審議会において結論を得る。

### 第3期 中央教育審議会 委員名簿

#### 〔会 長〕

※鳥居 泰彦 慶應義塾学事顧問、  
日本私立学校振興・共済事業団理事長

#### 〔副会長〕

※木村 孟 独立行政法人大学評価・学位授与機構長  
※茂木友三郎 キッコーマン株式会社代表取締役会長

#### 〔委 員〕

相澤 益男 東京工業大学長  
※赤田 英博 社団法人日本PTA全国協議会会長  
安彦 忠彦 早稲田大学教育学部教授  
安西祐一郎 慶應義塾長  
飯野 正子 津田塾大学長  
※石井 正弘 岡山県知事(地方六団体委員)  
猪口 邦子 上智大学法学部教授(H17.8.29まで)  
江上 節子 東日本旅客鉄道株式会社顧問  
衛藤 隆 東京大学大学院教育学研究科教授  
※梶田 叡一 兵庫教育大学長  
※加藤 裕治 全日本自動車産業労働組合総連合会会長  
金子 元久 東京大学大学院教育学研究科教授  
黒田 玲子 東京大学大学院総合文化研究科教授、  
東京大学総長特任補佐、総合科学技術会議議員  
※見城美枝子 青森大学教授、エッセイスト・ジャーナリスト  
郷 通子 お茶の水女子大学長  
佐藤友美子 サントリー株式会社次世代研究所部長  
※角田 元良 聖徳大学人文学部教授・附属小学校長  
寺島 実郎 株式会社三井物産戦略研究所所長、  
財団法人日本総合研究所理事長  
中嶋 嶺雄 国際教養大学理事長・学長、  
アジア太平洋大学交流機構(UMAP)国際事務総長

※野中ともよ 三洋電機株式会社代表取締役会長兼CEO  
野依 良治 独立行政法人理化学研究所理事長  
増田 明美 スポーツジャーナリスト、大阪芸術大学芸術学部教授  
※増田 昌三 香川県高松市長(地方六団体委員)  
松下 俱子 独立行政法人国立少年自然の家理事長  
※山本 文男 福岡県田川郡添田町長(地方六団体委員)  
湯川れい子 音楽評論家、作詩家  
※横山 洋吉 東京都副知事

#### 〔義務教育特別部会臨時委員〕

※吾妻 幹廣 福島県石川郡石川町教育委員会教育長  
※阿刀田 高 小説家  
※荒谷 信子 広島県東広島市教育委員会教育長  
※井上 孝美 放送大学学園顧問  
※小川 正人 東京大学大学院教育学研究科教授  
※陰山 英男 広島県尾道市立土堂小学校長  
※片山 善博 鳥取県知事  
※苅谷 剛彦 東京大学大学院教育学研究科教授  
※高竹 和明 社団法人日本青年会議所会頭  
※田村 哲夫 学校法人渋谷教育学園理事長、  
渋谷幕張中学・高等学校長  
※千代 忠央 前埼玉県北葛飾郡松伏町長  
※土屋 正忠 前東京都武蔵野市長(H17.8.29まで)  
※渡久山長輝 財団法人全国退職教職員生きがい支援協会理事長  
※藤崎 武利 東京都港区立三田中学校長  
※藤田 英典 国際基督教大学教授  
※無藤 隆 白梅学園短期大学長  
※山本 恒夫 八洲学園大学教授、筑波大学名誉教授  
※吉野 直行 慶應義塾大学教授  
※若月 秀夫 東京都品川区教育委員会教育長

※は義務教育特別部会構成員

■ご意見は、郵送または電子メールにて、下記までお送りください。

文部科学省 初等中等教育局 義務教育改革プロジェクトチーム  
〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1 E-Mail: gimu@mext.go.jp

■中央教育審議会 義務教育特別部会について(答申本体、議事録、配付資料など)

<http://www.mext.go.jp/gimu/index.htm>